

別紙2

当尾地域の観光資源を活用した地域力活性化検討委員会運営内規

平成26年4月15日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、当尾地域の観光資源を活用した地域力活性化検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の開閉)

第2条 委員会の開会及び閉会は、会長が宣言する。

(発言)

第3条 委員は、会長の許可を得た後、発言するものとする。

(委員の代理出席)

第4条 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名する者が当該委員に代わって会議に出席し、議事に参与し、議決に加わることができる。

(委員会の会議記録)

第5条 会長は、会議の結果について次に掲げる事項を記録した要旨（以下「会議記録（別記様式第1号）」という。）を作成し、保存するものとする。

（1）委員会の日時及び場所

（2）出席した委員等の氏名

（3）委員会の議題

（4）審議の要旨

（5）その他会長が必要と認めた事項

2 会議記録は、会長及び議事に先立ち会長が指名する出席委員1名が署名する。

(委員会の公開)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし会長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

2 委員会の会議の日時及び場所等については、あらかじめ広く周知することに努めるものとする。

3 前項に係る周知は次の方法により行う。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 前号のほか、会長が必要と認める方法

4 委員会の会議の資料及び結果は、その開催後、速やかに公表に努めるものとする。

ただし、会議を公開しない場合は、その資料及び結果を公開しないこととする。

5 前項に係る好評は次の方法により行う。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 事務局での閲覧

(傍聴)

第7条 委員会を傍聴しようとする者は、当尾地域の観光資源を活用した地域力活性化検討委員会傍聴人受付簿（別記様式第2号）に氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第8条 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて事務局が調整し、事前に公表する。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、くじ引きにより傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、委員会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(職員の指示)

第13条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの内規に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、退場させることができる。

第15条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この内規は、制定の日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

当尾地域の観光資源を活用した地域力活性化検討委員会 開催結果の要旨

会議名			
日時			場所
出席者	委員		
	その他出席者		
	事務局		
議題			
審議結果要旨			
審議経過要旨			
その他特記事項			
署名欄	当尾地域の観光資源を活用した地域力活性化検討委員会 会長 <u>印</u> 委員 <u>印</u>		

別記様式第2号（第7条関係）

当尾地域の観光資源を活用した地域力活性化検討委員会

傍聴人受付簿

1 委員会の内容

委員会名	
開催日時	
開催場所	
特記事項	

2 傍聴希望者

氏名	住所